

吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託に関する
保護者説明会議事要旨

【目次】

- P 1～ 第1回江坂大池育成室
- P 11～ 第2回江坂大池育成室
- P 19～ 第1回千二育成室
- P 27～ 第2回千二育成室
- P 37～ 青山台育成室

第 1 回江坂大池留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和 4 年 12 月 4 日（日） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、
山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運営業務委託の概要説明】

留守家庭児童育成室の運営を民間委託する目的として、対象学年を年次的に拡大し、6 年生までを対象とすること、開室時間の延長等、社会的ニーズに対応することがあります。これは、吹田市子ども・子育て支援事業計画において掲げている推進方策で、多様なニーズや地域の実情に応じた質の高い保育の提供、充実のために取組を推進しているものです。

現状につきましては、平成 29 年度に対象学年を 4 年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であり、当分の間は、4 年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、令和 3 年度をもって市内全 36 育成室の内、12 か所の運営業務を委託し、指導員を確保するとともに、委託育成室におきましては、午後 7 時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性についてですが、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、年 6 回の採用試験を行い、ハローワーク等への求人登録や有料広告媒体の活用、人材紹介サービスの活用等も行いましたが、毎年度、転職や引越などの理由で退職者がいますので、指導員の欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営委託による効果は、12 か所の育成室の運営業務委託によって、指導員 59 人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、50 人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、次の方策を進めていく必要があると考えています。現在の指導員数は 97 人で、令和 5 年度以降、毎年 2 か所ずつ運営業務委託を進めることによって、仮に現状の指導員数で

推移したとしても、令和8年度の入室児童数の見込みに対する必要な指導員数は98人となり、欠員の解消が見込めることとなります。

これは、現在見込んでいる児童数であるため、今後変動する可能性はあります。それによって業務委託を進める育成室数についても前後する可能性はありますが、まずは、毎年2か所の育成室の運営業務委託を進め、4年間、令和8年度までで、8か所の運営業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、令和3年4月の時点で、12育成室の運営業務を委託しており、教室数の総数が39、入室児童数が1,420人で、その運営に伴う必要な指導員数は59人、補助員や要配慮児童に係る加配配置人数も含めると107人分の職員確保と同じ効果となっています。

続いて、社会的ニーズへの対応ですが、延長保育時間については、午後6時30分から30分長い午後7時までとしており、また、夏休みなどの長期休業期間中の開室を午前8時30分から午前8時とするモデル事業を、職員配置が可能な7か所の委託育成室で実施しているところで、令和5年度に運営事業者を募集する予定の江坂大池育成室では、長期休業期間中には午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例を紹介します。昼食提供等について、保護者の方々の支援の一環で、長期休業中に週1回、また、始業式や終業式などの短縮授業の日に、お弁当やカレー、サンドイッチなどを配達してもらい昼食提供している育成室や、ご飯などの主食とレトルト食品を児童が持参して、職員がそのレトルト食品を湯煎している育成室、令和4年度の夏休みからは希望する家庭に対して配達弁当の手配を行っている育成室もあります。また、過去に実施されていたものやコロナ禍で中止になっているものも含まれますが、英語レッスンやそろばん教室、留学生との交流や事業者が所有する施設を活用した読み聞かせやカラオケ大会など事業者独自の取組も行われており、これらの取組はサービスの向上につながっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば一体何が変わるかというところで、実施主体につきましては、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間事業者への業務の委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営をしてまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。また、今まで実施してきた取組やイベントなどを含めて、まずは直営の内容をそのまま引き継ぐようお願いしています。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行いますので、金額や支払方法の変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託

事業者が実施することとなり、提供するおやつの種類や量など、保護者の方々のニーズに合わせて対応ができるようになります。金額は今の月2,000円の水準でお願いすることとなり、お支払いは保護者様と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にもつながると考えています。

空調設備の修繕などの施設管理や警備関係の契約、児童が怪我をしたときの賠償責任や傷害保険などは引き続き市で行います。怪我の緊急対応は委託事業者が行いますが、市にも連絡が入りますし、怪我の補償などの最終責任は実施責任者である吹田市となります。

開室時間については、延長保育は午後7時まで、夏休み等の長期休業期間中の開室開始時間は午前8時からを公募の条件として、開室時間を延長する予定です。なお、直営の育成室につきましては、指導員の欠員が続いており、開室時間延長に伴う安定した職員配置ができないため実施できていない状況です。

続いて、委託している育成室の運営状況の評価について、先ほど説明しましたように実施責任は吹田市となりますので、育成室の運営状況を把握し、必要に応じて指導や改善を求めていくこととなります。市では、月例及び年次報告や市職員による巡回、保護者アンケートなどから毎年度評価を行っており、市のホームページに公表しています。評価の方法ですが、委託事業者との当初の契約期間は3年間であり、委託開始1年目については学期ごとの計3回、2年目は1学期終わりと年度末の計2回、3年目は年度末1回の保護者アンケートを行っています。また、市職員による現場確認や巡回報告、保護者アンケートの結果等を踏まえて市による評価を行い、3年目については、後ほど御説明させていただきますが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という第三者で構成された附属機関による契約更新の有無を踏まえた評価をします。

その附属機関において、契約書や仕様書の履行状況、事業目的を踏まえた保育や運営状況について、判定基準を超える評価となれば、再度5年間の契約更新となり、以降は、年1回の保護者アンケートと最終年度には附属機関による評価をしていきます。

アンケートの項目やその他の育成室のアンケート結果などについては、本市ホームページ内の放課後子ども育成室のページで御覧いただくことができます。

次に、なぜ江坂大池育成室が対象となったのかということですが、業務委託する育成室の選定に当たっては、次の4つの指標で選定をしています。1点目は、令和6年度以降に、3教室以上での運営が見込まれており、指導員の欠員解消に一定の効果があることです。これは、早期の指導員の欠員解消を目指すためには、1教室しかない育成室を業務委託しても効果としては薄いと考えており、ある程度の規模の育成室を選定する必要があるためこの指標を設けています。

江坂大池育成室については、令和6年度以降の入室児童数の見込みでは、3教室での運営を予定しています。現在、建設が進められている小学校の複合校舎においては、育成室は2教室が新たに整備される予定となっています。令和5年度中には旧育成室と新育成室合わせて3教室での運営となり、入室児童数の見込みは95人となっています。

2点目、運営する教室が確保できており、安定した運営ができることです。安定した運営を行うために、将来的に教室確保の見通しが立っていることを指標としています。江坂大池育成室については、建設中の新校舎が完成しますと、3教室を確保した運営を行う準備が整っています。

3点目、運営を委託した後に、教室数の大幅な増減を伴う入室児童数の変動や、現時点で運営する教室が不確定でないことです。教室数が増減するほどの入室児童数の大幅な増減があると、事業者の雇用の面で負担がかかることとなります。また、小学校の児童数増加による普通教室の増加に伴い、育成室として使用する教室がたびたび変更となると、安定的な保育が継続して提供できなくなるため、この指標を設けています。江坂大池育成室におきましては、入室児童数が増える見込みですが、育成室として使用する教室の見込みはあり、現時点では、運営する教室が不確定といった状況ではありません。

4点目、公共交通の利便性が良く、社会福祉法人を含む、幅広い事業者の応募が期待できる立地であることです。駅近であることは求人する上で非常に好条件であり、職員を募集すれば需要も高く、良い人材を選んできて採用できることから、幅広く、より多くの事業者からの応募を見込んで、より良い事業者を選定するための指標です。

江坂大池育成室は、御堂筋線沿いにあり江坂駅からも近く、交通の利便性が良いことから、複数の事業者からの応募を見込んでいます。

以上4点の選定基準を満たしている、江坂大池育成室を選定しました。

これからの進め方で、スケジュールの案として、本日の第1回説明会の後、年明けの1月下旬から2月頃に2回目の説明会を開催したいと考えています。次の説明会では、事業者の公募に関する募集要領や業務仕様書の案についての御説明と、本日この後お時間を設けています質疑において出た御質問に対する回答などを予定しています。

なお、委託事業者の選定に当たっては、令和5年度の4月から7月頃にかけて事業者を公募、選定しまして、8月頃には事業者の御紹介をさせていただきたいと考えています。その後、10月以降に引継保育の開始を検討しており、令和6年4月から運営業務委託を開始することを予定しています。

令和2年度までの進め方から変更した点としまして、まず、これまでは8月頃に委託候補とする育成室を決定し、半年間で事業者の公募から選定、引継保育を行い、翌年の4月には運営業務委託を開始していただきました。順に一つずつ御説明させていただきます。

ます。

一つ目、より良い事業者を選定できるよう、多くの事業者が応募しやすい時期に公募します。多くの法人が翌年度以降の事業を計画するには1年前ぐらいから計画を立てることが基本であることから、委託を開始する前年度当初から公募を開始するものです。

二つ目、委託事業者を早く決定することで、余裕を持った求人、指導員確保が可能となります。一つ目と同様に、事業者が前年度の早い段階から計画を立てることで、求人についても余裕を持って行うことができ、必要な指導員を確実に確保し、より良い人材を採用することができると考えています。

三つ目、引継保育期間を最大6か月とすることを検討しています。

事業者の決定を早期に行うことで、新しい指導員が保護者の方々、お子様と信頼関係を徐々に構築していきながら引継保育を実施することができるものと考えています。

次に、どのように事業者を選定するのかについてですが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、学識経験者として2名以内、教育関係者又は児童福祉関係者として1名以内、公認会計士等の会計に関して知識、経験を有する者として1名以内、吹田市立小学校の校長として1名以内の計5名で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内の参画をお願いしています。来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

最後に、公募につきましては、令和5年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。経験不足によって運営が立ち行かないことを防ぐために応募できる事業者の条件を設けており、保育所や認定こども園、幼稚園など児童の保育又は教育の分野に係る事業、放課後児童クラブや一時預かり事業など児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業、青少年活動団体などの青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業の運営実績がある法人としています。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しています。

特別委員となられる保護者の方は、一次審査と二次審査に参画していただくこととなり、応募書類の確認や審査していただく上で、応募事業者数によっては長時間の従事も予想されます。

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3 【質疑応答】

保護者：本日の説明を聞いて、市も人材確保のためにいろいろと取り組まれていると思いましたが、なぜ市には難しく民間事業者には可能なのでしょうか。市と民間事業者での求人方法の違いや民間事業者が人材確保できる理由を教えてください。その上でなぜ市ではそれができないのか教えてください。

吹田市：全国的な人材不足というのは市も民間事業者も変わらないというのは事実ですが、市では職種を限定することになるため、午後1時から午後6時30分までのパートタイムの勤務となります。一方で民間事業者では、例えば、保育園や幼稚園を経営している事業者であれば、午前中に保育園や幼稚園で勤務して、午後から育成室で勤務することによって、フルタイムで採用される事業者もあります。また、公務員では適用除外の変形労働時間制というものも導入することで、臨機応変な雇用形態が実現できると考えています。

保護者：5、6年生について長期休業期間だけでも預かっていただけたら助かりますが、今後そういったことは考えていただけますか。

吹田市：夏休み等の学校の長期休業期間のみの利用については、保護者アンケート等を通して保護者ニーズが高いことは理解していますが、現在の枠組みでは基本的には年間を通して利用される方を基本としていますので、まずは現在の枠組みの運営を安定させてから次の課題に取り組めればと思っています。

保護者：民間委託後の1教室当たりの児童数の上限は設定されるのでしょうか。

吹田市：各育成室の定員は市で決定しますので、直営・委託にかかわらず40名を基本とし、弾力運用として45名までを1教室当たりの人数としています。

保護者：民間委託になるということで、予算は直営と同じように組まれていくのでしょうか。委託業務の決算書を拝見した時に、収入と支出がイコールであることが望ましいところ、事業者の中には収支が大きくプラスで出ている事業者があり、市が基準としている人件費80%に満たない事業者がありました。その辺りの支出状況が改善されなければ契約解除されることになるのでしょうか。どこまで市は審査しているのでしょうか。

吹田市：直営と委託で予算は同じなのかについてですが、直営育成室の運営費用については、指導員の人件費やその他の事務費がかかってきます。一方で委託育成室の運営費用については、業務委託契約に基づいて仕様書の内容を問題なく履行していただければ、決められた委託料をお支払いするという形になっています。質問の中でありました80%という基準については、事業者を選定する際に、適正な人員を確保するために必要な人件費の設定になっているかを確

認するための項目としていますので、実際に運営してから必要な人件費と必ずしも一致しないと考えています。実態として、おおむねに人件費80%という基準をクリアしている事業者も多いです。確かに一部では、事業者選定時の人件費80%に満たない事業者もありますが、それをもって直ちに保育の質が悪いとは考えていません。様々な事情があると思いますが、例えば、運営する教室数が増加している育成室では、急に多くの人材を確保しなければならないため、どうしても若い職員が増えてしまうことなど、それぞれの事情に応じて仕様書に基づき実施していただいています。育成室の評価については、委託料の使い方という数字だけを見るのではなく、保育の内容等の様々な項目をトータルで見て評価しています。その結果、人件費の割合が低い事業者が必ずしも評価が低いわけではありませんので、やはり全体を見て評価していくことが大事だと思っています。

保護者：一点目、6年生まで受け入れることができない理由として、直営育成室の指導員の欠員状況が理由にあります。民間委託によって江坂大池育成室では指導員が確保され教室も確保されるので、6年生まで受け入できるのではないのでしょうか。

二点目、契約解除になった場合や応募事業者が選定されなかった場合は、現在の直営の体制がそのまま継続すると思っいいのでしょうか。

吹田市：一点目について、先ほどの長期休業期間のみの利用と同じになりますが、直営と委託の差という点で、現在では延長保育の時間と長期休業期間中の開室開始時間についてはモデル事業として実施していますが、長期休業期間のみの利用や6年生までの受入れを、委託と直営で差をつけるというのは難しいと考えています。そういった全体に関わるような内容については、直営の人員体制が安定してからの検討事項であると思っています。

二点目については、事業者が選定されなかった場合は、直営での運営が継続することにはなりますが、当然、そうならないようにより良い事業者を幅広く選定していきたいと考えています。

保護者：民間委託育成室も直営も同じ体制をなるべくとっていきたいのはわかりますが、育成室によっては4年生が待機となり利用できないなど、差が出てくるのはある程度仕方ないと思うので、きちんと指導員が確保でき、教室もあるのであれば、5、6年生を受け入れる方法を検討していただきたいと思いました。

保護者：民間委託について、保護者へは説明されましたが、子供にどのように説明をされるのか親として不安です。どのように考えておられますか。

吹田市：お子さんへの説明で大事になるのは引継保育と思っています。新しい委託事業者の指導員も入ってきて、合同保育の中で信頼関係を構築して、スムーズに事業者運営に移行することが良いとは考えています。児童に伝えるタイミン

グについては、現在の指導員との相談や児童の様子を見極めて、保護者の皆様や事業者とも相談しながら決めていけたらと考えています。

保護者：今までと違い最大6か月をかけて引継ぎが行われるということですが、子供のことを一番に考えると、引継期間が長ければ良いということではなく、内容も大事だと思います。引き継ぎにこられる職員は、現在の人数に含まれるのか、現在の先生とプラス同じ人数の先生が来られることになるのでしょうか。

吹田市：引継期間はあくまで直営の運営が続いている状態になりますので、そこに加えて新しい事業者のスタッフが徐々に入ってくるというようなイメージです。

保護者：担任のうち1人は2年以上の実務経験を有するということで、2年というのは水準的に低いのではないかと思います。若い先生だから不安ということではないですが、2年働いてすべてをわかるのかは疑問なのでかなり不安です。その辺り、もう少し求める実務経験年数を上げていただくことはできないのでしょうか。

吹田市：担任のうち1人に求める実務経験を2年以上と説明しましたが、担任とは別に全体を統括するポジションとして主任指導員を配置しますので、どちらかといえば、育成室全体の役割を見る主任指導員が大事であると思っています。各事業者の採用の様子からも、主任指導員の人選については特に慎重に選んでおられると考えています。その上で、担任の2年以上の実務経験というのも求めていますので、あまりそこを厳しくしてしまうと、全国的な人材不足の中で採用が難しい面もありますので、その主任指導員のポジションと、実務経験の一定あるスタッフやパートタイムスタッフ等の様々な人材を組み合わせで運営をしていただいていると考えています。参考までに、委託している育成室の方の経験年数の平均は7年となっており、長い方では20年以上経験されている方もいますので、事業者としても一定そういった経験を持っている方を配置すると考えています。

保護者：今お話をお聞きしていて、やっぱり5、6年生の受入れというニーズはあると思うんですけど、本来の目的も対象を6年生までとすると資料に記載されているので、公募の内容に6年生までの受入対象を含めるのはいかがでしょうか。そもそも、おそらく事業者によってはそういう経営体制ができる事業者も応募してくる可能性もあると思うので、6年生までの受入れを公募内容に記載すべきと思いますが、そこは検討してもらえないでしょうか。

吹田市：先ほどの回答と重なりますが、5、6年生の受入れまでの枠組みは、現時点では対応できないと考えています。吹田市の事業としての留守家庭児童育成室の枠組みは決めていますので、モデル事業でできる範囲と難しい範囲というのがどうしてもありますので、5、6年生の受入れというのは現状の課題が解決してから全体で考えていくことであると考えています。

保護者：でもそれだと、先ほど、待機児童が発生している育成室では4年生を受入れできていない育成室もあると聞きましたが、既にそこら辺の基準が一致していないのであれば、モデルケースとして5、6年生の受入れを公募の内容に記載することはできそうなことだと思います。

吹田市：現在でも配慮が必要な5、6年生の児童については特に必要だということで受け入れています。4年生については市全体として判断し、4年生までの受入れを決めています。繰り返しになりますが、5、6年生については市全体として受け入れるかを整理させていただきたいと考えていますので、強い御要望があることは理解しましたが、今回から受け入れますとは返事はできません。

保護者：民間委託して契約が解除になったことがあるとのことでしたが、その場合は、引継期間もなく新しい事業者に移るのか、それとも直営に戻るのか、過去の事例と今後起きた時の対応について教えてください。

吹田市：過去の事例の際には、委託事業者による運営から直営による運営に戻りました。今後につきましては、過去の事例と同様に、直営での運営に戻ることもありえますし、民間から民間ということも想定されると思いますが、その場合には、直営から民間委託する場合のスケジュールと同様に、最大半年間の引継ぎをもって、新たな事業者を引き継ぐことなどを想定しています。

保護者：今後の検討の参考にしていただければと思ってお話しますが、例えば1年生や2年生の保育と、5年生や6年生の保育では質が全然違うと思うんですね。夏休みであれば、例えば、スイミングスクールの事業者に来てもらって水泳教室をしてもらおうとか、学習塾の事業者に来てもらって宿題を見てもらうなど、夏休みだけでも預かってもらえると思うんですけど、そういったことも検討の材料にさせていただきますでしょうか。

吹田市：留守家庭児童育成室いわゆる学童保育の枠組みとしては、現状では4年生までの受入れとなっており、夏休みだけの利用は難しいところです。今いただいた御意見のように学習塾のような形であったり、お預かりするだけでいうと、本来の留守家庭児童育成室の趣旨とは違ってくると思っています。ただ、市全体として見た場合には、そういった取組は検討する必要があると思っていますので、この場でのお返事にはならないですが、そういったお考えがあるというのには理解しています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)

第2回江坂大池留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年2月18日（土） 午前10時～午前10時45分

【出席者】

堀 地域教育部次長、中村 放課後子ども育成室参事、山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運営業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

まず、第1回目の説明会でも説明させていただきましたが、簡単に育成室の運営を民間委託する目的から説明させていただきます。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であるため、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。開室時間の延長については、委託育成室では、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性については、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

直営育成室の指導員の確保につきましては、様々に取り組んでいるものの、欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営業務委託による効果は、12か所の育成室の運営業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、50人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、令和5年度以降、毎年2か所の育成室の運営業務委託を進め、令和8年度までおおむね8か所の運営業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、まず、指導員の確保については先程御説明させていただきましたとおりです。

続いて、社会的ニーズへの対応として、延長保育時間については午後7時までとなります。また、今後新たに事業者を募集する際は、長期休業期間中は、午前8時から開室を公募の条件とする予定としており、江坂大池育成室におきましても同様の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例として、昼食提供等の取組が行われている育成室もあり、これらの取組はサービスの向上に繋がっているものと分

析、評価しているところです。

次に、民間委託すれば何が変わるかということについて、実施主体は、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営を実施することになります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行い、金額や支払方法に変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、支払は保護者と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

続いて、どのように事業者を選定するのかについて、選定を行うのは、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、5名以内で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内で、参画をお願いしています。選任については、本年4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

続いて、公募につきましては、本年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しています。

次に、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領（案）について御説明させていただきます。参加（応募）資格要件について、応募できる事業者としては、保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。

次に、打合せ、緊急体制としては、現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件としています。また、応募しようとする事業者には当該育成室を事前に見学し、実際の保育環境や児童の様子を確認した上で、応募していただくことを考えています。見学につきましては、5月中旬を予定しています。

次に、引継保育に係る補助金について、従来は2月中旬頃から約2か月間の引継ぎ

を実施していましたが、運營業務委託のスケジュール全体を見直し、引継ぎに係る期間を最大6か月とすることで、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分け、その期間は連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。要配慮児童の保育や、準備も含めた各行事や取組を行う日を中心に4月から円滑に運営する上で必要となる引継ぎの実績に応じて、事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定の職員に十分な引継ぎを受けていただきたいと思います。

続いて、運營業務受託に係る連携協定（案）については、委託業務開始までの間の取決め事項として、引継保育に関する事、保護者との打合せに関する事を市と新たな事業者の間で締結するものです。保護者との打合せに関しては、3月までに保護者と全体の懇談会や個人懇談を開催することや、4月から初めて入室する児童の保護者に対して入室説明会を開催することを記載する予定です。なお、事業者がこの協定内容を履行しない場合は、委託契約予定事業者として決定した事項を市は取り消すことができるものとしているため、事業者には確実にこの協定の内容に則った引継ぎや保護者との打合せを行っていただく必要があります。

次に、事業者の選定に係る評価項目と基準（案）について御説明させていただきます。

一次審査は書類審査としています。公募に参加した事業者から提出された事業実施計画書を評価項目と基準に基づいて評価、得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の事業者が一次審査通過事業者となります。二次審査については、一次審査を通過した事業者が事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともに、ヒアリングを行います。その上で、選定委員が評価項目とその基準に基づいて、採点します。その結果、①出席委員の半数以上が650点以上、②出席委員の採点のうち、最上位と最下位を除外した採点合計の平均が650点以上、③評価項目中、運営方針及び職員体制で、出席委員の半数以上から5段階中2以下の評価がない、④その他の評価項目で、出席委員の半数以上から5段階中1の評価がない、これら全てを満たす必要があり、その上で、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。会計状況につきましても、事業者から提出される収支計画書、直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表などの書類とこれらに関するヒアリング審査を実施し、「採点合計が60点以上」、「各審査基準において、『劣っている』の評価を2つ以上受けていない」の2つの条件を満たす事業者を選定します。

最終的に、この事業実施に関する審査と会計状況に関する審査の両方において条件を満たした事業者を最優秀提案者に決定します。

続いて、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託共通仕様書（案）について御説

明させていただきます。

指導員の配置につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた配置を求めており、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、そのうちの1人以外は補助員に代えることができます。これは直営育成室と同様の基準としており、それに加えて、担任のうち1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育所等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。

次に主任指導員につきましては、育成室を円滑に運営する上で連絡体制を明らかにしておくため、1人配置することとしています。この主任指導員は、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

次に業務内容につきましては、留守家庭児童育成室に勤務する指導員等は、「放課後児童クラブ運営指針」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」の内容と現場の状況をしつかりと確認、理解した上で業務に当たっていただくことが大前提となります。その上で、仕様書（案）に記載の児童の健康管理や適切な遊びの指摘などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」を行っていただくこととなります。

おやつに関しましては、事業者が提供するに当たり、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルギーの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費について、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告など、各項目について具体的に記載しています。

最後に、今後のスケジュール（案）につきまして御説明させていただきます。今月開会予定の、令和5年2月吹田市議会定例会において、令和5年度当初予算が可決されれば速やかに事務手続を進め、事業者選定等委員会の開催、事業者公募へと進めていきます。また、募集要領（案）及び共通仕様書（案）につきましては、4月中旬実施予定の事業者選定等委員会を経て内容が確定する予定です。

スケジュールは、早ければ7月中旬頃には事業者を決定し、保護者の皆様にお知らせしたいと考えています。その後、保護者懇談会にて受託事業者の紹介をさせていただき、10月頃から引継保育を始める予定としています。令和6年2月から3月頃には、受託事業者の指導員と保護者の方及び児童の三者での面談を行い、4月から事業者による運営業務を開始予定としています。

保護者の皆様に影響のあるスケジュールとして、5月中旬に応募事業者による育成室の見学を予定しています。また、特別委員となられた保護者の方には事業者選定等委員会に出席していただきます。7月以降、受託事業者が決まり次第、在籍児童の保護者の皆様に、まずは通知をもってお知らせします。その後、保護者の皆様と受託事業者が直接お話しできる機会として、保護者懇談会を開催します。また、2月から受託事業者による個人面談を行ってまいりますので、御協力よろしく申し上げます。

2【事前質問への回答】

まず一つ目、「引継ぎ経験者を委託運営開始時点で〇割以上配置する」というように、一定割合が配置されるように明記してほしいという質問です。委託事業者の運営が開始された時点での引継ぎ経験者の配置人数を仕様書で定めることは、事業者の雇用計画などにも関わることとなり、応募事業者を限定的にしてしまう可能性があるため、考えてはみませんが、委託契約締結前に事業者と締結する連携協定の中で、運営開始時点で配置しようとする指導員を引継ぎ保育に従事させるよう求める項目を記載する予定です。また、事業者としても、運営を開始する令和6年4月から安定的な運営を円滑に行うためには、当然、引継ぎに従事した指導員を配置することが一番理に適っていますので、事業者としてもそのように進める予定であると考えています。

二つ目、委託開始時点と事業者の3年目までの評価の時点における引継ぎ経験スタッフの推移を監査対象とし、保護者に向けても公表してほしいという質問です。委託運営開始時点の指導員等の配置状況や、担任予定者などの詳細な報告は、来年3月頃に開催予定の保護者懇談会において、引継ぎ状況の最終報告と合わせて事業者から報告させていただく予定としています。また、運営開始以降の引継ぎ経験者などのスタッフの推移につきましては、随時、事業者に聞いていただくことや、お便りなどを通じて可能であると考えています。育成室の評価というのは、児童との関わりや運営体制など実際の保育状況を確認して評価をしています。そのため、引継ぎ経験者の人数の推移をもって育成室の運用状況を評価することは難しいと考えています。

三つ目、応募事業者に対して、学童関連部門の人事関連資料及び配置予定のスタッフの正規、非正規の比率等の提出を求めてほしいという質問です。応募事業者によっては、放課後児童クラブの運営だけでも全国展開している事業者もございます。過去数年間の新規採用者数や、退職者数、在籍者の平均年齢や就業年数などといった人事管理の資料の提出を求めることは、事業者の雇用情報にも関わり、提出内容の確認にも時間がかかる可能性もあると考えています。そのため、このような内容に関して求める予定はありませんが、児童の福祉や健全育成の分野に係る事業等の実績がわかる書類の提出を求める予定です。また、市としても事業者としての体力や経験値は重要だと思っていますが、事業者として、江坂大池育成室の委託に対してどれだけ注力しようとしているのか、人員体制を考えているのかが一番重要だと考えています。そのため、応募事業者の育成室の運営に当たって、職員体制や収支計画書の提出について求める予定をしています。提出を求めている書類では、主任指導員のほかに、有資格者や実務経験者として配置予定の人数、それ以外の配置予定の人数について記載してもらう予定としています。

四つ目、対象学年の拡大について、長期休暇中のみでも6年生まで受け入れてほしいという質問です。6年生まで受入対象学年を拡大するということは、まずは、平成29年度に対象を拡大した4年生までの児童とモデル事業である配慮を要する5、6年

生の児童の受入れに専念し、増加する入室児童に対するための指導員の欠員解消及び受入教室の確保を図り、全育成室において安定した運営を実現してからであると考えています。質問の中で、大阪市の児童いきいき放課後事業を例に挙げられていましたが、大阪市の児童いきいき放課後事業というのは、確かに対象学年は6年生までとなっていますが、大阪市が実施するすべての小学生を対象にした、遊びの場という位置付けになっています。スタッフとしては元教員の方などを含めた二名で、おやつを提供もなく、児童の生活の場としている学童とは少し形態が異なります。どちらかというと本市で4月から実施予定の居場所事業に近い形態となっているため、対象学年を拡大して生活の場を提供するためには、まずは体制を整える必要があると考えています。

五つ目、夏場の細かな対策など仕様書記載内容に漏れがないようにしてほしいという質問です。すべての事項について、細部まで仕様書に事細かく記載することは困難であると考えています。ただ、業務を行うに当たり、まず大前提として、各場面での詳細を記載している、放課後児童クラブ運営指針、放課後児童クラブ運営指針解説書の内容と育成室の状況を十分に理解し、業務に当たっていただくことを仕様書に記載する予定です。

六つ目、応募事業者への見学会について、行事の際に行ってほしいという質問です。応募事業者に対して見学会を参加条件としているのは、対象となっている育成室の普段の生活状況や児童の様子を確認してもらうために行っています。行事等の取組につきましては、引継ぎの中で直接指導員から詳細内容の説明や、引継ぎ職員の行事への参加を予定しています。

七つ目、選定事業者の各項目の採点を公表してほしいという質問です。選定後の結果の公表につきましては、選定事業者名、選定委員の氏名は非公開となっているので記号表示になりますが、委員ごとの評価点、評価項目、審査基準、配点、選定委員の役職名、選定委員会会議録としています。選定委員会につきましては、応募事業者から提出された財務状況がわかる書類等についても審議することから、公開することによって当該法人の活動に不利益になる可能性があるため、非公開の会議としています。そのため、当委員会において審議した、その結果である各項目の採点というの、同様に非公開とさせていただきます。

八つ目、見学会の日程を保護者にも共有してほしい。また、見学会に保護者が立ち会うことは可能かという質問です。今年度行った見学会に際しましても、保護者会に情報共有をさせていただき、2～3名程度にはなりますが、参加していただきました。あめんぼ学級におきましても同様に、希望があれば、保護者の方の立ち会いを予定していますが、あくまでも、応募事業者に育成室の状況を見ていただくことを目的としていますので、保護者の方々を含めた日程調整は御遠慮いただいています。参考までに、今年度実施した見学会については、事業者としては2か所で11社応募がありました。

た。11社応募があり、7日間に渡り見学会を実施し、保護者の方にも参加していただいています。事業者への公平性、公正性を担保するために、同じ方ではなくてもよいので、全応募事業者の見学会に参加していただくことを必要としています。

3【質疑応答】

— 質問なし —

質問がなければ、本日の説明会を終了します。 (終了)

第1回千二留守家庭児童育成室運營業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和4年12月10日（土） 午後6時30分～午後8時30分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、
山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運營業務委託の概要説明】

～ 省略（第1回江坂大池説明会と同じ） ～

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3 【質疑応答】

保護者：運営する教室が確保できているという点について疑問があります。学校の方では、4年生のクラスでは1クラスに43人程度の児童が押し込められており4クラスありますが、更に児童数が増加し35人学級となれば、6クラス必要になると考えられます。1学年で6クラスとなれば全学年で36教室が必要となりますが、以前の学校規模適正化の資料では学校の教室数は40教室と説明がありました。学校でも教室が必要になるのに本当に育成室として7教室も確保できるのでしょうか。試算が間違っているのではないのでしょうか。

吹田市：小学校の教室を確保した上で留守家庭児童育成室の教室の確保について、学校などに相談しています。そういったことを踏まえて千里第二小学校では新校舎の増築を行っており、現段階で予定している教室数が超える児童数の推計ではありません。毎年学校側と学校所管の担当部署と当室で留守家庭児童育成室の教室に係る協議をしています。現在、育成室として確保している教室で使用していない教室においても活用していきたいですし、全体の大きな流れとして学校側で教室が必要になれば、その都度協議していきたいと考えています。

保護者：1点目、指導員の確保ができていないことが民間委託する根拠になったということですが、どんな工夫をしても正規職員として雇用することはできない

のでしょうか。

2点目、社会ニーズの対応のところ、一部で独自事業を実施されていることは良いと思いますが、12か所のうち何か所が実施しているのでしょうか。いざ、運営を開始して実施されなかった場合どうするのでしょうか。

3点目、民間委託に伴い委託費がかかってくると思いますが、委託費について財政当局から削られることなく確保されているのでしょうか。

吹田市：1点目、指導員の雇用形態としては、児童の登室時間からみた勤務時間を前提としていますので、正規雇用は難しいと考えています。

2点目、現在、把握している限りで12か所中11か所の育成室で実施しています。受託される事業者がどのようなところか決まっていますので、選定の中で審査項目の一つとなってくると思います。

3点目、御心配されているような委託料が削減されることはありません。委託の趣旨としては、待機児童の解消を目的としていますので、経費面を削減するという趣旨で進めているものではありません。

保護者：1点目、事業者と保護者の間でトラブルがあった際に事業者だけでは解決に至らない場合の市の対応についてですが、基本的には事業者が対応することなので、トラブルの内容によっては、話が進んでいかない期間が続くのかと理解しましたがそれでいいですか。

2点目、市のスーパーバイザー、市職員が定期的に巡回するとのことですが、定期的にというのはどの程度の頻度でしょうか。

吹田市：1点目について、トラブルの際には市まで直接御連絡をいただいてもかまいません。ただ、運営を事業者に委託することになるため、事業者抜きで話をしても解決には至りませんので、市に直接連絡があった場合は、事業者に情報提供をさせていただきますし、事業者の方から相談があった場合は、市からアドバイスをさせていただきたいと考えています。また、放課後子ども育成室には小学校の先生が割愛職員として配属されていますので、学校との連携やトラブル対応についてもアドバイス等させていただきます。

2点目、巡回の頻度ですが、月に何回など具体的な数字は申し上げられませんが、トラブルや職員の入れ替わりなど何か転換があった際には巡回しますし、委託初年度の4月などは新入室児童も多いため週2回、徐々に減らし月に1回、長期休みになれば8時開室を実施していただきますので、児童が登室しているのか、指導員が案内しているのかなどを確認しています。

保護者：1点目、指導員の不足については、保護者の目から見ても深刻であるとわかります。民間に委託することで保育料の値上げがない中で、本当に指導員不足が解消されるのでしょうか。現在の委託育成室では、職員は不足していないのでしょうか。

2点目、業務委託後に1年で契約解除となり直営に戻ったことについて、実務経験者が勤務できなくなり、未経験者のみで運営を始めたことが原因と聞いて不安になりました。その時点では、市への支援要請がなかったのでしょうか。今後そのようなことがあった際に市は把握できるのでしょうか。

吹田市：1点目について、民間委託している育成室では指導員の不足は出ていないので待機児童も発生していません。ただ、事業者にとっても簡単に指導員を確保できているわけではなく、市と同じように難しい状況ではありますが、柔軟な雇用形態や給与体系など工夫して職員を確保していただいています。

2点目について、契約解除に至った原因としては、実務経験者が配置できなかった、事前に対応できなかったのが一番だと思っています。この経験を踏まえて仕様も改めてきたところですよ。市としましても、民間委託は当時新しい取組でしたので難しいこともありました。十分な対応ができていなかった部分があるかもしれませんが、その中で職員も経験を通して改善を積み重ね、合わせて職員体制も強化をしながら、市としても何とか改善を図っています。

保護者：校区変更について子供たちが不安な思いをしている中、指導員の方とも別れることになり、何度子供にそのような不安な思いをさせるのでしょうか。

吹田市：校区変更や今回の業務委託のことでお子さんに不安な思いをさせてしまっているというのは十分理解しています。一方で市としては、留守家庭児童育成室の方から見ると、全市的に待機児童の問題があり、この問題をそのままにするわけにはいきませんので、何とか少しでも待機児童の解消に向けて動きたい、その中の有効な手段の一つとして民間委託というのがあります。千二育成室については、受け入れる教室が確保できている中で待機児童が発生しているということで、そこは何としても解消したいという思いがあります。保護者の皆様には、今後も引き続き説明をさせていただきたいということ、事業者に適切な引継保育を実施してもらい、お子様の不安を解消できるようにと考えていますので、何とか御理解いただきたいと考えています。

保護者：指導員への給料を良くすることで指導員確保にはつながらないのでしょうか。

吹田市：指導員の給与体系につきましては、現在の勤務の状況や他市状況等をみて判断していく必要があります、民間委託とは別で給料額の改定を検討しているところです。

保護者：配慮を要する児童として申請している場合、送り迎えが必要ですが、それは運営業務を委託した後も同様ですか。また、市から職員が巡回に来て子供の関わり方などをアドバイスしてもらっているが、運営業務を委託した後はどうなりますでしょうか。

吹田市：御質問いただいた内容につきましては、直営と委託で変わりはありませんので、引き続きお迎え等は必要となります。巡回に関しても引き続き市で対応していきます。

保護者：指導員不足というのは以前から知っていたので、最初に民間委託すると聞いた時点では仕方ないと思っていましたが、説明を聞いて不安になる内容があったので質問させていただきます。

1点目、令和5年度から運營業務を委託する吹二育成室と山二育成室の引継保育の進捗状況を教えてください。

2点目、一年で直営に戻った育成室は1か所だけでしょうか。

3点目、6教室以上の大規模で業務委託をした実績があるのでしょうか。大規模となるとより多くの指導員を確保する必要があり現実的ではないと思います。

吹田市：1点目について、吹二育成室の委託事業者は市内の別の育成室を運営している事業者になりますので、既に運営している育成室の責任者が統括責任者として、育成室を行き来して引継ぎや現場の確認を行っています。また来年度4月から吹二育成室で勤務する指導員が、10月から4人、11月から追加で1人、年明けからは他の学童で実務経験のある指導員が更に従事されると聞いています。山二育成室では10月から主任指導員予定者が従事しており、11月からは更に1名が追加、12月からは合計で3名が従事しています。年明けからは更に4名が従事されると聞いており、引継状況は市の職員も現地で確認しています。

2点目の契約解除となった事例については1か所だけです。その事例を踏まえ、仕様書や選定基準を変更してからは契約解除の事案はありません。

3点目については、大規模ということで御不安に思われていると実感しています。現在委託している育成室では、千里丘北育成室で7教室で運営しており、今後8教室での運営になる可能性もあります。応募事業者の見込みですが、必ず手があがるというお答えはできませんが、駅が近いことなど見込みがある育成室を選定させていただいており、それに合わせて近隣の保育園を運営されている法人や事業者の方に感触を掴みながら進めているところです。

保護者：千里丘北育成室は現在7教室で運営しているとのことですが、当初は何教室から開始したのですか。

吹田市：千里丘北育成室は、平成27年度から1教室で開始しました。

保護者：1教室で委託が開始して数年後に7教室になると、7教室で委託がスタートするのでは違うと思います。指導員を10人以上集められる事業者が手をあげるとは思えません。選定する上で、点数が基準に及ばなかった場合は選定

しない等の線引きはされていますか。

吹田市：募集要領に記載する予定ですが、基準点に満たない場合は選定しません。

保護者：ということは、事業者が選定されなかった場合、令和6年度からの運營業務を委託する話は白紙に戻るとのことですか。

吹田市：そうならないように努めますが、事業者が選定されなかった場合はそうなります。

保護者：英語レッスン等の独自事業を喜ぶ保護者もいると思いますし、委託に関しては仕方ないと思いますが、一番心配していることは、子供たちの安心安全が保障されるのかということです。怪我、保護者とのトラブルが増えるなどそのようなことがないようにしっかりとさせていただきたいです。

吹田市：おっしゃっていただいた通りだと思います。独自事業の取組を御説明させていただきましたが、基本的な育成室の運営は指針に基づいて適切な保育をしていただくことが大前提となっており、あくまでプラスアルファでの取組事業として紹介させていただきました。また、トラブル等に関して、直営・委託に関わらず、市が作成したマニュアルに基づいて対応していただいていますので、事業者が決定しましたら、マニュアルに基づいて適切に対応していただこうと思っています。

保護者：委託を12か所されているということですが、法人は様々なのか、一部の法人がされているのか教えて下さい。

吹田市：事業者によっては、複数の育成室を運営している場合もありますが、全体で8事業者が運営しており、社会福祉法人、NPO法人、株式会社など様々です。

保護者：長期休業中の開室時間が、午前8時から午後7時までということですが、運動会の代休日なども同様ですか。

吹田市：ホームページの方に今年度募集した募集要領・仕様書などを掲載させていただいていますが、土曜保育や小学校の代休日においては、8時30分からの開室となり、土曜保育では延長保育はありません。

保護者：半年間かけて引継保育をするということですが、来年の10月以降どのような保育体制になるのでしょうか。

吹田市：保育体制について、引継保育期間中は直営による運営ですので、直営の指導員体制の中に事業者から引継職員が合流する形となります。引継ぎ当初から全職員が引継保育に従事するのは難しいので、事業者の採用状況に合わせて職員が増加していく形になると思います。最終的には、担任等も決定し、来年度からの保育の形が見えてくると考えています。

保護者：半年前までに4月から勤務される職員が決まるのでしょうか。直前まで職員の採用が決まらないという話も聞きましたが、それは本当でしょうか。

吹田市：採用については様々なパターンがあると思います。事業者によっては、良い

人材を探したいということで時間を掛けて雇用しているところもあります。年度の途中で雇用されている実績もありますし、今現在仕事をされていて、次年度から切り替える方もおられると思います。いずれにしても、必要な引継保育をしながら、仕様書で求める配置基準を満たしていただくよう対応しています。

保護者：公募に応じる事業者がない場合は実態としてどうなりますか。千二育成室は直営のままとして、別の育成室での公募に切り替わりますか。

吹田市：応募が無かった場合は選定できないため、令和6年度からの運営業務を委託することは難しいため、再度検討することになります。

保護者：過去に1年で契約解除となり直営に戻した事例を踏まえ、仕様書や選定基準を厳しくしたということですが、公募に応じた事業者の提案がいずれも基準を満たさない場合どうなりますか。また、運営を委託した後に配置基準を満たさなくなった場合は、直営から人員補填がされるのでしょうか。

吹田市：選定時の基準ですが、その基準を満たさなかった場合は選定されません。また、委託育成室に直営育成室から指導員を補填することはありませんので、事業者の責任で対応していただきます。

業務委託を行う中で配置基準というのは根幹に関わる部分なので、足りないなどということはあるはずなので、事業者にはしっかり守っていただいています。そういった力を持った事業者を選定しています。

保護者：事業者選定の透明性はどのように可視化されるのですか。選定基準は保護者にも知らされますか。第2回の説明会を待つことになるのでしょうか。

吹田市：今年度募集しました募集要領、仕様書を本市のホームページにて掲載させていただいています。その中に選定基準もあり、審査した際の議事録、委員のお名前は非公表ですが結果も掲載させていただいています。来年度以降においても同様にホームページで掲載し、保護者の方にもお知らせしたいと思っています。

保護者：1点目、委託候補育成室の選定基準はいつ決まったのでしょうか。

2点目、一度反対しており、その反対理由としては指導員が変わることによる子供の負担、業務委託になるとおやつが粗末になると聞いたことでしたが、そのようなことはありますか。

3点目、これまでもトラブル等があり、市に要望を出した際に、市の回答や対応にかなり時間が掛かっていました。委託事業者が間に入ることで更には遅くならないのか心配です。

吹田市：1点目、民間委託の計画が令和2年度までで12か所委託するということが一旦終了しています。その段階で想定以上に利用児童数が増加しているということで、改めて令和8年度までにおおむね8か所を委託することを決定して

おり、その中で委託候補育成室の選定の考え方についても整理しています。当時の内容と異なる部分もありますし、選定する上で改善しているところもあります。

2点目ですが、おやつを提供を含め保育内容については、基本的には直営の状況を把握していただいて、まずは現状のまま継続し、その上で保護者の皆様とも相談し、良い提案があれば別のことをしようということですので、今までの経過というのは大事にしていきたいと思っています。それから、指導員が変わることについては、絶対にならないとは言えないです。ただ、従事者名簿の提出を求めており、担任の職員が変わってしまう場合等は、適切な保育ができるのか事業者を確認するなどに対応しています。

3点目、市として大きな課題なので職員体制も強化して取り組んでいます。委託になったことによって遅くなるということはありません。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)

第2回千二留守家庭児童育成室運營業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年2月25日（土） 午後6時30分～午後8時

【出席者】

堀 地域教育部次長、中村 放課後子ども育成室参事、山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運營業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

～ 省略（第2回江坂大池説明会と同じ） ～

2 【事前質問への回答】

1 番目、指導員等が時間や曜日で変わることがないように、同じ先生が同じクラスを保育するようにはしていただきたいので、『支援の単位に1人しか指導員が配置できない場合は、補助員も指導員と同じ勤務時間で連携に務めること』と仕様書に追記してほしいという質問です。まず、指導員の配置については、担任制を採用することとしています。全国的な人材不足については、本市だけではなく、事業者にとっても同様に影響があると理解していますが、事業者では柔軟な雇用形態や、ノウハウの活用などをもって、そのような状況であっても指導員等の配置を実現させていると考えています。また、より良い事業者を選定するために、御質問のような勤務時間を市で指定するといったことは現段階では検討していません。ただ、12か所ある現在の委託育成室においても、長期休業日等の短期間雇用の補助員などを除いて、大半の指導員等については、担任と副担任といったようにクラスを固定して、保育していることを確認しています。

2 番目、引継ぎ時間について何も記載されていないので、最低でも同じ人が○時間以上と明記してほしいという質問です。募集要領案3ページに、1教室当たり20日以上かつ80時間以上と記載しています。また、委託事業者と契約締結前に引継保育に関することと、保護者との打ち合わせに関することを記載した連携協定を締結予定であり、その協定内容において、引継ぎにおける実施期間を、段階的に条件として記載する予定です。事業者がこの協定に違反した場合は、市は委託契約予定事業者としての決定を取り消すことができることとしています。

3 番目、私立小学校に通学している児童についても、代休等休校の日は、午前8時30分から開室する対応を取ってほしいという質問です。まず入室の決定については、直営・委託にかかわらず市で決定しているもので、私立小学校に通学されている児童

も、留守家庭児童育成室に入室することは可能ですが、私立小学校の場合、代休日等休校日の育成室の受入れに関しては、現状、事例としてもなく、想定もしていません。ただ、今後、もしそういった相談等がございましたら、個別に検討していきたいと考えています。

4番目、特記仕様書はあるのかという質問ですが、特記仕様書はございません。

5番目、国が示す基準で第三者評価を行うことを加えてほしいという質問です。令和3年3月29日に厚生労働省から、第三者評価基準ガイドラインが示されましたが、吹田市におきましては、これに先駆けて附属機関による委託育成室に対する第三者評価を実施してきました。契約を更新するタイミングで、「児童との関わり」、「保育内容」、「運営体制」、「おやつ」、「学習活動」、「保護者や学校との連携」、「配慮を要する児童の保育」、「法人の経営状況」、これらの各項目について、保護者による特別委員にも参画していただきながら、適正に評価を行っているものと考えています。附属機関、市の第三者評価を行う構成員につきましては、学校教育や、保育等の学科の大学教授といった学識経験者や、児童福祉の関係者、会計士や税理士等の会計の知識を有する者、吹田市内の小学校長といった方々に担っていただいています。より現状に即した評価となるように、委員には、実際に保育の状況なども現場で確認していただき、保護者による特別委員にも参画していただきながら評価していますので、そういった観点からも、見るポイントとしては国の基準と遜色なく評価できていると考えています。

6番目、予算措置の状況はどのような状況かという質問です。令和5年度予算につきましては、吹田市議会2月定例会における議決をもって確定となりますが、1教室当たりの運営業務委託料につきましては、今年度募集いたしました、吹二育成室、山二育成室と同額を計上しています。

7番目、公募しても応募が全くない場合はどのような流れになるのかという質問です。応募が全くない、もしくは選定した結果契約締結候補者がなかった場合は、当該年度ではちのこ学級の民間委託は行いません。ただし、毎年度、最適な育成室を民間委託の候補先として選定しているため、令和5年度にはちのこ学級を再度公募する可能性もございます。

8番目、民間委託の目的に待機児童の解消が挙げられていますが、指導員不足だけが原因でない場合、民間委託をしたタイミングで4年生は同じく入室ができないことになるのかという質問です。待機児童が発生する要因としては、指導員不足と受け入れる教室不足があります。待機児童の解消を目的に民間委託を行っていますので、待機児童の原因が指導員不足以外にもある育成室については、基本的に委託候補先としては、そもそも選定しないようにしています。はちのこ学級においては、現在の入室児童の見込数に対して教室数は確保できており、教室数の不足はございませんので、民間委託のタイミングで4年生が待機児童となることは想定していません。

9番目、各委託育成室の1～4年生までの継続率を事業所ごとに教えてほしいとい

う質問です。令和3年度4月1日をもって、当初の計画の12か所の民間委託が終わっていますので、令和3年度から令和4年度にかけての継続率をお示しします。社会福祉法人光聖会、千里丘北育成室88.8%、山三育成室77%。社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会、青山台育成室100%。社会福祉法人千里聖愛保育センター、千里たけみ育成室88.7%。株式会社セリオ、佐井寺育成室87.4%、山手育成室85.2%、東佐井寺育成室78.7%。新都共栄株式会社、北山田育成室88.6%。社会福祉法人淳風会・社会福祉法人燦愛会共同事業体、藤白台育成室85.3%。社会福祉法人輝き福祉会、桃山台育成室87%。特定非営利活動法人スポキッズ、吹六育成室89.3%、西山田育成室79.2%となっています。全体を平均して、86.3%となっています。

10番目、1回目の説明会で30年以上キャリアのある指導員が委託育成室にいと聞いたが、勤務時間や指導員、補助員などの役割も含めた30年の内容を教えてほしいという質問です。こちらに関しては、事業者の雇用情報でかつ個人情報となるため、市から詳細を申し上げることはできませんが、保育士や放課後児童支援員といった経験をされていたと聞いています。また、本市の委託育成室で主任指導員としての経験もあります。

3【質疑応答】

保護者：一点目、事前質問の9番の回答について、このパーセンテージの算出方法は、例えば引っ越しなどのやむを得ない場合で退室した児童も含まれているのか、それとも、民間委託を原因に退室した児童のみの算出なのか教えてください。

二点目、民間委託後に契約解除となり、直営での運営に戻った理由など教えてください。

吹田市：一点目、継続率の算出方法は、前年度の1年生の数と当該年度の2年生の数を比べたものです。継続率という表現をしていますが、育成室の利用に当たっては、家庭の事情など様々な理由がありますので、この数字をもって委託による評価を行うことは難しいと思っています。

二点目、主な理由としては、当初予定していた実務経験者のスタッフが予定通り配置できなかったということで、その状況で運営を開始したことが大きな原因となっています。途中から実務経験者を配置しましたが、もうその頃には運営が難しくなっていたことで、最終的には契約解除という形になりました。

保護者：直営と委託の継続率を教えてください。

吹田市：全体の平均としては、委託育成室で86.3%、直営育成室で82.7%となっています。

保護者：評価項目について、5段階で評価をされるとのことですが、この5段階は感覚的なものなのか、基準があるのか教えてください。

吹田市：普通の3については、直営育成室の普通の保育の状況を基準としていただければと考えています。その上で、良いか悪いかというポイントで採点していただきますが、実際に特別委員となられる方には、個別に各項目のポイントなどを説明させていただきます。

保護者：普通の3が、とりあえずできたという基準であれば、それより少しできていないのが2になる、著しくできていないのが1になるなど、事前に決めていただけるということですか。

吹田市：明確に何が出来ているので3になるという評価の仕方にはなっていないですが、事業者から提出された書類やプレゼンテーション、ヒアリングを通して、事業者の提案内容がはちのこ学級に見合ったものかという点で評価していただけたらと考えています。

保護者：引継保育がこれから大事になってくると思いますが、引続保育で1年生から4年生までの保育を民間運営で開始するに当たって、来年度は4年生が待機となり、実質1年生から3年生の保育予定となっておりますが、委託事業者に引継ぐに当たって、4年生なしの引継保育についてどう思われますか。

吹田市：まず、4年生が待機という事態になり、申し訳ないという思いでお詫び申し上げます。その上で、待機児童解消のためには、今後も運営業務委託を進めていきたいと考えています。引継ぎに当たっては、まずは、現在の3年生までの個別の児童の引継ぎに関しては問題なく行えると考えています。ただ、4年生がどういう役割をしているか、4年生の関わり方といった点は、現場で見るとは難しいと思いますので、そこは現在の直営の指導員から、日々の生活やイベントの企画などで4年生がどういう役割を担っていたかといったことなどを引き継ぐことを考えています。

保護者：他にも民間委託になっていく育成室がある中で、千二育成室は新4年生となる児童が多いこともあるのかもしれませんが、4年生がいない中での引継保育になり、他の民間委託となる育成室では、引継保育が1年生から4年生までできるということについて、不公平さを感じますし、実際に子供たちの様子を見てもらっての引継保育だと思うので、幾ら言葉や文章で引き継いだとしても難しくなるのではないかと思います。

吹田市：今の状況からしますと、どこまでいっても十分に納得していただける説明は難しいと思っています。実際に、4年生がいないということに変わりありませんので、基本的な引継ぎの考え方は先ほど申し上げた通りですが、選定される事業者によっては、運営する別の施設で4年生まで受け入れている実績があるでしょうし、もしかしたら5、6年生まで対応している事業者もいるかもしれませんので、そういったところでプレゼンテーションやヒアリングの中で聞いていけるのではと考えています。4年生がいないことをもって、引き続き

が上手くいかないとは考えていないですが、今ある現状の中でできることは最大限していきたいと考えています。

保護者：不公平さが出るというところで、他の育成室では4年生まで出来るのに、申し訳ありませんの一言で、分かりましたって引き下がるわけには保護者の思いとしていかない気持ちもあります。待機児童解消のための民間委託だと思いますが、この1年間だけが新4年生になる子供たちは入れない状況なので、引継保育も含め、どうにかして4年生までの子供たちの姿を見せてもらいたいという気持ちです。

吹田市：不公平感というのは、委託の引継ぎという観点ではそうですけども、一方で、待機児童対策として居場所づくり事業を実施するに当たり、育成室でどこまで受け入れるのかという公平性もございまして、他の委託育成室との差は出てしまっていますが、基本3年生までを受け入れるために必要な指導員数や教室数を考慮して選んでいる状況で、その結果として、千二育成室については、来年度は居場所づくり事業となり、その後委託という形になっています。皆様には本当に御迷惑をおかけしていますが、最終的には現時点から最も早く待機児童を解消するという観点で選定していますので、御理解いただければと思います。

保護者：もし、再来年度民間委託ができなかった場合は、次の新4年生になる児童が待機になる可能性もあるんですね。

吹田市：このままの児童数の推移でいくと、教室はあるけれども指導員不足によって待機児童が出てしまうことが続く見込みです。それを避けるためにも委託を進めたいということです。

保護者：市が指導員の募集をしても応募がないということで、民間に委託するということだと思いますが、そもそも何が原因で応募がなかったのか、それに対しての対応策を講じた上での民間委託なのでしょうか。

吹田市：まずは、全国的な保育士や教員等の人材不足というのがあります。加えて、直営の指導員の勤務時間が午後1時から午後6時半までと限られていることで、なかなか働きにくいという声もあります。委託事業者によっては、柔軟な雇用形態という点で、例えば、保育園を運営している事業者であれば、午前中は保育園で午後からは育成室で勤務することで、フルタイムでの雇用を実現するなど、地方公務員では難しい雇用形態ができる点があります。それから、求人ノウハウを生かしていただいているというのが現状です。市としても求人活動の取組は継続的に実施しており、人材派遣サービスなども実施していますが、なかなか直接雇用につながっていない現状がございまして。

保護者：原因が雇用形態であれば、市は地方公務員だから柔軟な雇用ができないという結論に至ったということですか。そこを柔軟に変えることができれば、雇用

も創出できるだろうし、民間よりも公務員になりたいという人も多いと思うので、市が本気で採用活動を実施しているのかが見えてこないんですけれども。

吹田市：フルタイムなどの雇用形態が考え方として絶対無理なわけではありませんが、吹田市で考えている勤務時間として、現時点では放課後の児童が帰ってくる時間を基準にしています。また、地方公務員として、他市状況も含めて考えないといけませんので、一般的には他の市町村でも午後からの勤務が大多数になっていますので、その辺りの均衡を踏まえると、現状では今の雇用形態という形になっています。

保護者：他の育成室では、民間委託となり職員の入れ替わりがすごく多くなったという噂を聞きました。職員の入れ替わりが多いことは子どもへの負担も増えることになります。柔軟な雇用ができる反面で退職される方も多いのではと思いますが、職員の入れ替わりはあまり行わないように市から事業者をお願いすることはできますか。

吹田市：市としても、職員の入れ替わりは少ない方が望ましいと思っています。ただ、退職される方には個々の事情も当然ありますので、規定として縛ってしまうことは難しいと考えています。今後も事業者とのコミュニケーションを図ることや、育成室の巡回時に指導員から直接お話を聞くなど、円滑に運営を進めていただくためのサポートはしていきたいと考えています。

保護者：指導員の雇用を継続するに当たって、事業者と継続的にお話をしていきますという回答だと思いますが、給与面などの具体的な対策は考えておられるのでしょうか。

吹田市：委託事業者の給与面や労務管理は、本来的には事業者で適切にさせていただくことが前提ですが、市としてフォローしないといけないところもあるという意味で申し上げますので、御質問のような委託事業者の給与面などに踏み込むことは難しいと考えています。

保護者：具体策としてはやれることはないという回答でよろしかったですか。

吹田市：具体策ととらえていただけるかですが、事業者や指導員とコミュニケーションを取ることだと考えています。例えば、現場で困っていることがないか、円滑に運営ができていないか、委託事業者の中で職員同士のコミュニケーションが取れているかなどを聞き取る役割になってくると考えています。前提としては、委託していますので、本来であれば事業者で対策することだと考えています。また、定期的な保護者アンケートや毎年実施する市の評価といった点も一定の効果があると考えています。

保護者：民間委託になることで、安定感がなくなるのではないかが保護者の不安材料だと思います。その部分について、市から定期的に安定した運営がされている

かを発信していただくことで不安が和らぐと思います。意見として述べさせていただきます。

保護者：予算について、前年と同額でとのことですが、人件費単価等を把握しているわけではありませんが、職員が不足しているのは、人件費が安いからと認識していますが、民間委託された事業者の求人を見ると、社会福祉法人よりもパートの時給が安いようで、委託によって改悪されるのではと懸念しています。待遇的に悪くなると質も悪くなるのではという連鎖を懸念していますが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

吹田市：委託料につきましては、人件費や事務経費など、国の保育士単価を参考にしながら積算し、市との大幅な乖離がないように設定をしています。委託料の中でどう運営されるのかは委託事業者の考え方になりますが、これまで、人員不足によって開室できないとか、待機児童が発生しているということにはなっていませんので、一定、安定的な運営ができていると考えています。

保護者：人員が不足していないことは理解しましたが、単価が下がることで質が下がるのではないかという点はいかがでしょう。

吹田市：直営の給与形態から著しく低いというようなこともございませんので、そういった点を考えると、質の低下という形にはならないと考えています。

保護者：採用される方の人件費についても、ある程度の単価を設定した上で採用するように決まっているということでしょうか。

吹田市：そこは決まっていません。業務委託になりますので、仕様書に基づいて業務を問題なく履行していただければ、決められた委託料をお支払いすることになりますので、その中身については市で把握するところではないと考えています。

保護者：一点目、現在では保護者会の活動時に、指導員に御相談いただきながら、場所を貸していただいています。民間委託後も可能ですか。

二点目、今後のスケジュールで、7月中旬から下旬に保護者へ通知とのことですが、4月から事業者の募集を開始し、何事業者の応募があったかなどの進捗状況は報告いただけるのでしょうか。その際はどこから教えていただけるのでしょうか。

吹田市：一点目、部屋の貸し出しというのは、申請先が放課後子ども育成室になりますので、これは委託でも直営でも変わりありません。

二点目、事業者名はお知らせできませんが、最終的に何者から応募があったのかについてお知らせさせていただきます。また、公募に際して、参加するために必要な条件として、はちのこ学級の見学会への参加を条件としています。その見学会につきましては、今年度も保護者の方々が見学会に同席したいという要望があり、2、3人ずつにはなりますが、保護者の方に見学会に同席し

ていただいています。その際に、どういった事業者が参加しているのか、一定見ることができると思います。

保護者：現在の指導員の待遇面や、民間委託したら良くなるのかという部分がわからないのでもう一度教えていただきたいのですが、まず一点目に、なかなか直営の指導員が集まらないのは、法律や条例に縛られることによって、給与や労働条件が固定されてしまい、フレキシブルな募集ができないということですか。

吹田市：まず、直営の指導員については地方公務員の中の会計年度任用職員ということになっています。例えば、民間であればボーナスも各会社で定めることができますが、会計年度任用職員は、給与制度上、条例で定めることになり、おおむねこの市も同じ月数になっています。指導員の任用形態については2種類あり、会計年度任用職員として任用されているところと、任期付職員として任用されている市町村があります。吹田市は会計年度任用職員ですが、豊中市は任期付職員となっています。吹田市では条例上、例えば、豊中市のような形での任期付職員を置くことができない形になっています。任期付職員の場合は、ボーナス部分が会計年度任用職員よりも年間2か月分多いという違いがあります。吹田市の中でも、少しでも処遇をみていってということで、近隣他市の給料額を見て給与を決定するというはしています。最初に説明しましたが、地方公務員の中には均衡の原則があり、近隣市の状況を見たり、吹田市の中の職員間の給与のバランスを見て決定をすることになりますので、指導員の給料額だけを見て決定していくこともできないので、この辺りは民間とは違う部分だと考えています。

保護者：保育士不足であり、最低賃金も上がっている中で、比較してみると見劣りしてしまっているのでは、何かそういったところが改善することができないのかと思ったのが一つと、任期付職員と会計年度職員の違いというのは、1年単位の契約だけれども、ボーナスがあるかどうかの違いということでしょうか。

吹田市：会計年度任用職員もボーナスは出ますが、吹田市は2.45月出るところが、任期付職員の豊中市であれば、4.45月出るという差があります。保育士のお話がありましたが、吹田市では、保育士と比べて低い給料額の設定にはなっていないです。保育士よりも高い給料額を設定しています。課題は、勤務時間が短いことであって、そこが月収や年収での差に繋がっているところがあります。

保護者：なるほど、単価は安くないけれども総額として結果的に低く見えてしまっているということですね。単純に改善は難しいのかなと思ったのと、民間に委託することによって、民間の方が給与水準とかもフレキシブルに設定できるかとは思いますが、吹田市の委託料の原資が給与とかと一緒にあれば、会社の経費とかもかかるので人件費単価としては改悪になるのではと思いますが、直営と民間の予算の違いはありますか。

吹田市：考え方ですけれども、直営の育成室の中でも、それぞれの差というのがありますが、いわゆる学級ごとにかけているお金は直営と委託とで大きな差はないです。年によって前後するような程度の差でしかないです。

保護者：直営でも民間委託でも、吹田市としての経費の差はないけれども、民間の方がフレキシブルに採用できるので、待機児童が解消されて、良い方向に持っていけるとお考えでしょうか。

吹田市：細かな話になりますが、例えば、一時的に給料額を上げて、雇用を促進するというようなことは、継続性を持った給与制度という観点からできません。ここは地方公務員の弱いところと思っています。

保護者：民間委託によって、独自の取組がされたりと期待もするところですが、既に委託されている育成室の保護者アンケートは実施されていますでしょうか。その内容を教えていただきたいです。

吹田市：アンケートについては定期的に実施しており、委託初年度は3回、2年目は2回、3年目は1回という形で実施しています。最初の方は、指導員が入れ替わるということで、評価が低めになることがありますが、初年度の年度末のアンケートや年数を重ねることで、全体的には、委託全体と直営全体で遜色がない内容になっています。具体的にマイナス面としては、指導員が一度に変わってしまったという御意見はありますが、プラス面としては、独自の取組があるところや開室時間の延長について評価していただいています。

保護者：お願いが二つあります。先ほどから話が出ている指導員の勤務体制や給与面についてですが、公務員としての縛りがあるというところは重々承知ですけれども、一保護者から見ていると、指導員の仕事は、午後1時からとおっしゃいますけれども、今日だけでも、夜も残られて残業されている姿を見えていますし、かなりの業務をされているように見えます。先ほど、継続的な給料体制の見直しの話がありましたが、保護者の願いとしては、そこを改善していただいて、パートタイムではなくフルタイムで雇用していただいて、吹田市の学童保育を継続できれば一番だと思っています。私たちも同じように住民税を払っている身で、直営の学童が使える人や民間委託の学童になってしまったり、居場所事業で待機になってしまったりする人がいると思うので、不公平さを一番に見直していただきたいと思います。

もう一点は、現在の3年生が来期待機となり、4年生がいるところの引継ぎができない点で、指導員からのヒアリングを通じて、4年生がいる時はどうしていたのかを引き継ぐとのことですが、子供たちの立場も考えていただきたいです。3年生の娘も4年生になったらあれがやりたい、今の4年生を見てこんなリーダーになりたい、下の子を見てあげたいという思いがありながら、来年は入室できない状況です。悲しい気持ちをさせていますし、先生方も4年生

に対して特別な思いで接してくださっているのを見てもいました。残りの1年でどういうふうに送り出してあげるかを、すごく重きを置いて見てくださっているのも、子供たちの立ち位置プラス、先生方の4年生に対する目っていうところも、言葉や紙面だけでは引継ぎは難しいと思いますが、引継いでいただきたいと思います。意見となりますがよろしくお願いします。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。 (終了)

青山台留守家庭児童育成室運營業務委託事業者募集に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年2月3日（金） 午後7時～午後7時45分

【市 出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、
山下 同主幹、黒木 同主査

【社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会 出席者】

井上理事長、坂上常務理事、松岡施設長

1 【社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会からの報告】

令和6年3月31日をもって、契約更新後5年間の契約期間が満了となります。これまで7年の間、保護者の皆様、吹田市、青山台小学校、近隣の皆様の御協力をいただき運営を行ってまいりましたが、誠に残念ではありますが、理事会としては5年間の契約期間満了をもって契約を更新しないという決定をしましたので御報告させていただきます。

2 【運營業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

～ 省略（第2回江坂大池保護者説明会と同じ）～

3 【質疑応答】

保護者：契約を更新しないと判断した理由を教えてください。

事業者：当初は1クラス運営で開始しましたが、児童数の増加に伴い今年度から2クラスでの運営となりました。職員の確保を前向きに行い、今年度は運営できていますが、職員の定着、新規の雇用が難しく、今後の児童数が更に増加した時に、責任をもって運営することに現実的に難しさを感じ、誠に残念ではありますが、契約を更新しないことを決定いたしました。

保護者：事業者の応募がなかった場合はどうなりますか。

吹田市：まずは、応募がないということがないように進めていきたいと思えます。青山台育成室を委託した当初は、社会福祉法人に限定していたため、応募できる事業者も少なかったのですが、現在は、様々な事業者が参画できるようになっていますし、全国的にも学童保育の実績がある事業者が増加していますので、

応募がないということは考えにくいと認識しています。

保護者：万が一事業者の応募がなかった場合は想定されていないのか。事業者の応募があるか不安なので、応募状況について、適宜共有していただきたい。

吹田市：最終的に応募がなかった場合は、市の事業として実施しないというわけにはいきませんので、直営で運営することも考えなければいけません。ただ、民間委託は市全体の指導員不足を解消するために進めていますので、まずは、事業者に応募していただくことを一番に考えています。応募状況の進捗については、最終的には7月頃に事業者が決定しますが、それまでの間に保護者の方とコミュニケーションを取らせていただく機会もありますので、何らかの形で情報共有させていただけると思います。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)